

令和5年度大磯町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査委員の意見書をつけて報告する。

1. 令和5年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－％ (13.88%)	－％ (18.88%)	4.8％ (25.0%)	5.7％ (350.0%)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「－％」
- (2) 括弧内は大磯町における早期健全化基準

2. 令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

会計の名称	資金不足比率
下水道事業	－％

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「－％」

令和6年8月30日提出

大磯町長 池田 東一郎